

介護サービス計画作成のための介護認定資料提供について

(平成29年4月1日～施行)

1 提供依頼ができる資料

要介護及び要支援認定者等に係る介護サービス計画等を作成するために利用することを目的とする場合、次の情報を提供します。

- (1) 認定調査票(概況調査、基本調査、特記事項)
- (2) 訪問調査結果確認票：認定調査票のうち概況調査及び基本調査項目を1枚にまとめたものです。
- (3) 主治医意見書(介護サービス計画作成に利用されることに主治医が同意している場合のみ)
- (4) 要介護認定・要支援認定審査判定結果

概況調査及び基本調査については、調査票の写し又は訪問調査結果確認票のどちらか一方のみ提供します。

認定調査票及び訪問調査結果確認票については、調査実施者が特定される部分を除き提供します。

提供できるのは、現に有効な要介護認定等の認定結果通知後、その有効期間内です。ただし、対象者が市外に転出した場合は、本市が発行する受給資格証明書に基づき転出先市区町村が行った認定の有効期間内においても提供します。

2 提供依頼ができる方

本人と介護サービス計画等の作成に関する契約をしている又は契約を予定している次の事業者

- (1) 居宅介護支援事業者
- (2) 介護予防支援事業者
- (3) 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)
- (4)(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者
- (5)(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者
- (6)(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業者

3 提供依頼の手続き及び確認事項

(1) 「介護認定資料提供依頼書(居宅介護支援事業者等用)(様式第1号)」に記入・押印し、長寿福祉課又は各区役所市民福祉課へ提出して下さい。

(2) 依頼書受付時、担当者において次の事項を確認します。

居宅サービス利用者の場合、「介護サービス計画作成依頼届出書」又は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」の届出が済んでいることが前提となります。届出が済んでいない場合は、遅くとも情報提供依頼時に提出してください。

また、居宅サービス等の提供に関する契約書又はその写しを提示したうえで提供依頼をすることも可能です。

施設入所者の場合、施設入所者であることが確認できる書類として契約書又はその写しを提出してください。

市外に転出した方の場合、転出先での介護サービス利用の有無を確認する必要があるため、下記のいずれかを提出して下さい。

- ・居宅介護支援事業者等の名称が印字された介護保険被保険者証又はその写し
- ・居宅サービス等の提供に関する契約書又はその写し
- ・介護保険施設等入所にかかる契約書又はその写し

上記 ~ について、情報提供依頼者の確認をします。事業所が発行した職員証等、事業所の職員であることが確認できる書類を提示して下さい。

(3) 郵送による情報提供依頼については、「介護認定資料提供依頼書(居宅介護支援事業者等用)(様式第1号)」とともに必要に応じ上記 ~ の書類を同封し、返信用切手を貼付のうえ宛名を記載した返信用封筒を同封して下さい。(情報提供資料1件あたり返信用切手92円が目安です。)

なお、郵送による情報提供の場合の郵送先は、依頼に係る居宅介護支援事業所に限ります。(この場合、上記 ~ の書類の同封は省略できます。)

4 認定資料の提供

(1) 認定資料は、申請の窓口において提供します。

(2) 認定資料は、対象者1人につき1部提供します。

(3) 認定資料の写しの作成及び提供に要する費用は無料です。

郵便料金は依頼者負担となります。

5 遵守事項

認定資料提供を受けた場合には次のことを遵守してください。

- (1) 認定資料を居宅サービス計画等作成以外の目的に使用しないこと。
- (2) 認定資料に係る情報を居宅サービス計画等に係る居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センター以外の者（被保険者本人及び被保険者本人の親族を含む。）に提供しないこと。
- (3) 外部提供を受けた介護認定資料に係る情報について、漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 必要がなくなった認定資料は、確実かつ速やかに廃棄すること。
- (5) 市長から認定資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

認定資料提供を受けた者が各項目の内容を遵守しなかった場合には、その者に対して、以後の情報提供を拒否する場合があります。

6 問い合わせ先

南相馬市健康福祉部 長寿福祉課 介護保険係 電話 0244-24-5334